国立大学法人東京農工大学広報・社会貢献委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （組織） 第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)　理事(経営・企画担当) (2)～(8)　(略) (9)　次長のうちから次条に規定する委員長が指名する者　１人 (10)　(略) ２　(略) （事務） 第９条　委員会の事務は、企画課において処理する。	本則 （組織） 第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)　理事(総務・経営企画担当) (2)～(8)　(略) (9)　総務・経営企画部長 (10)　(略) ２　(略) （事務） 第９条　委員会の事務は、総務・経営企画部企画課において処理する。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。